

VS カルテ創設

— 犯罪被害者支援の

コーディネーターを目指して—

(法テラス平成26年度事業企画研究会最優秀論文)

法テラス本部犯罪被害者支援課 荒川 歩 惟

法テラス東京上野出張所 山岡 萌

法テラスは毎年度、事業企画研究会と呼ぶ、職員の自主的な勉強の場を本部に設けている。本部、首都圏の地方事務所に勤務する若手職員を中心に数人がグループをつくり、業務の効率を高め、提供するサービスの質を向上させるための方策を探り、一年間をかけて論文などの成果物にまとめるのを例としている。

平成26年度は、「犯罪被害者支援」「民事法律扶助業務」「法教育」「IT活用」「外国人に対するサービス」「高齢者・障がい者」「関係機関との連携」の7テーマについて、5組のグループに加え、首都圏以外の地方事務所等で働く職員4人が、業務の傍ら研究に取り組み論文にした。

これら計9本の論文の中から法テラス内選考委員会が最優秀論文に選んだのが本稿である。被害者支援の現状を分析し諸外国の事例を検討しつつ、今後の法テラスにおける犯罪被害者業務における新たなサービスの可能性を提案する内容とともに、法テラスの職場の息吹を感じて頂きたいと紹介する。

(総合法律支援論叢編集委員会事務局)

- I はじめに
- II 犯罪被害者支援の現状とニーズ～被害者の立場から～
- III 犯罪被害者支援の現状とニーズ～支援者の立場から～
- IV 法的根拠に関する検討
- V 諸外国のシステム
- VI VS カルテの構想
- VII おわりに

I はじめに

犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」という。）が施行されてから10年が経過した。長い期間にわたり犯罪被害者¹（以下、「被害者」という。）としての権利が認められず、十分な支援が受けられなかった被害者の状況は、著しく変化した。様々な支援機関・団体が設立され、行政・司法の分野でも新たな制度が施行されたことにより、被害者は自分が必要とする支援を選択することができるようになった。もっとも、被害者自身が多様な制度・機関を調べてアクセスし、自分の被害を説明しなければならない状況—突然犯罪被害に見舞われ混乱している被害者にとって、最もエネルギーを必要とする状況—が変化したとは言い難い。多様な制度がある我が国で欠けているのは、被害者が少ない負担で包括的・継続的な支援を受けられるようなシステムである。

基本法施行後に設立された日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）も被害者支援を法定業務の一つとしている。全国に事務所を構える公的な組織であり、その業務を通じて様々な機関との連携を図るという法テラスの特色を活かし、被害者が容易に支援を受けられるよう被害者支援業務を発展させることはできないか。

本稿においては、被害者支援の現状を分析し、諸外国の例なども挙げなが

ら、法テラスが被害者支援のコーディネーターとしての役割を果たすシステムの創設を提案する。

Ⅱ 犯罪被害者支援の現状とニーズ～被害者の立場から～

本章では、犯罪被害者支援の現状を調査してその問題点を考え、被害者のどのようなニーズが満たされていないのかを検討する。

1 我が国の被害者支援の現状

(1) 現在、我が国には、被害者を支援するための機関・制度が数多く存在している。被害者が最初にアクセスする可能性が高いのは、以下の4つである。いずれも犯罪被害の種類等を問わない一般的な相談窓口として位置づけられている²。

①地方公共団体

関係部局の所管する各支援制度や各種年金や手当、見舞金等の申請補助に関する相談・問合せのほか、関係機関・団体に関する情報提供等にも応じている。自治体によっては、警察署・病院への付添いや家事・育児の援助などを行っている³。

②都道府県警察

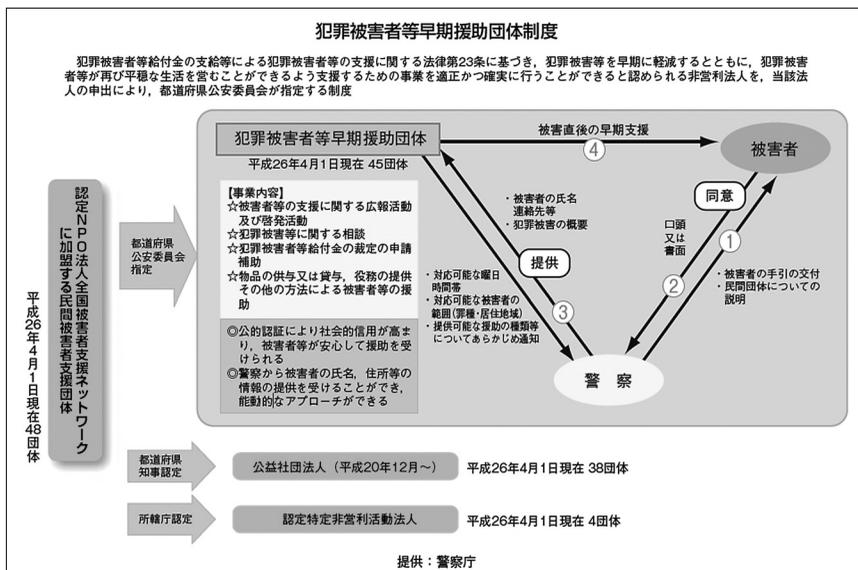
被害者やその友人等からの様々な相談のほか、被害者の要望を踏まえ、相談・支援や民間被害者支援団体を通じた自助グループの紹介などを行っている。また、専門的な被害者支援が必要な事件については、捜査員とは別の警察官が事件現場や病院、裁判所などへの付き添いや自宅送迎、心配事の相談受け付け、警察及び検察庁での事情聴取の際の補助、家族や会社、学校などに対する説明や連絡などを行う指定被害者支援要員制度、被害者の希望により、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の情報を連絡する被害者連絡制度、再被害を防止するための訪問・連絡活動を行っている⁴。

③犯罪被害者等早期援助団体⁵

犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいう（犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律23条第2項）⁶。具体的には、犯罪被害等に関する相談、警察や検察庁、裁判所、自治体等への付添い支援、物品供与又は貸与その他の方法による犯罪被害者等の援助、犯罪被害者等給付金の申請手続に関する相談や問合せに応じている。

また、被害直後の被害者の心身の状態を考慮し、犯罪被害者等早期援助団体から被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができるよう、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被

図1 犯罪被害者等早期援助団体制度の概要



出典：内閣府「平成26年版犯罪被害者白書」（2014年）P.5

害者等早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、当該被害者の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができるとされている⁷。

④法テラス

刑事手続への適切な関与や損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務、被害者参加旅費等の支給業務を行っている。

犯罪被害者支援ダイヤルを設け、生命・身体犯被害、配偶者等からの暴力（DV）、性被害、ストーカー被害等の問合せに対して、犯罪被害者支援の知識や経験を持った専門の担当者が情報提供を行っている。

- (2) 以上に紹介した機関のほか、犯罪被害の種類や被害者が抱える様々な問題ごとに対応した支援機関が存在し、具体的な問題解決に向けた支援が行われている⁸。被害者支援を事業内容とする公的・民間団体は、全国で約7,500団体あるともされているところ⁹、被害者はこの中から自分の必要とする支援を提供している機関を調べ、事件内容や求めている支援を自ら説明して支援を受けているのである。

2 被害者のニーズ分析

- (1) では、現状の支援制度で被害者のニーズは満たされているといえるのか。ここでは、京都市が社団法人京都犯罪被害者支援センターを通じて2010年に行った被害者のニーズ調査の結果¹⁰を分析し、ニーズの充足度と問題点を検討する¹¹。

この調査は、被害者が抱える問題が多岐にわたることから、関係機関・団体が相互に連携し、幅広い分野での支援を進めていく必要性があるとして、事件直後から調査時に至る各段階において、被害者が必要としている支援等を把握する目的で行われたものである。調査方法は、京都被害者支援センターでの支援対象者に対する、自由記述を含む全15項目についての

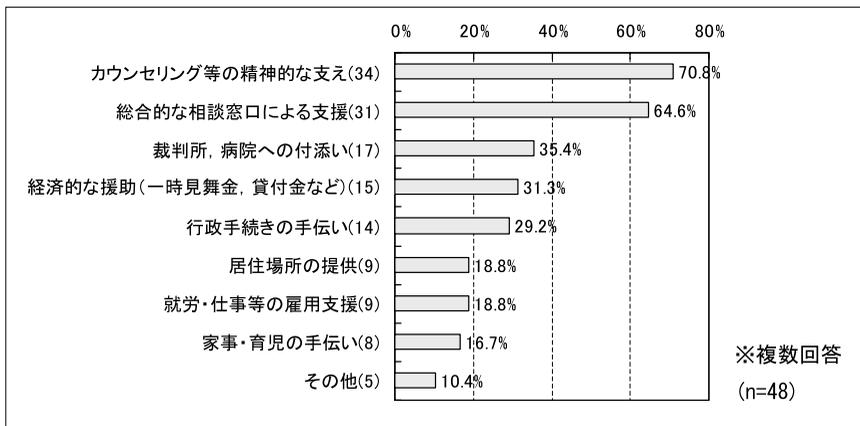
アンケート調査である¹²。

以下では、被害者が「必要とした支援」及び「必要としたが受けられなかった支援」の各項目について検討する。

(2) まず、被害者が「必要とした支援」については、「カウンセリング等の精神的な支え」(70.8%)、「総合的な相談窓口による支援」(64.6%)の2項目が圧倒的に高い数字を示した(図2)¹³。

被害者は、犯罪被害に遭うことにより心身に大きな傷を負う。特に、精神的な損傷は大きく、感情・感覚の麻痺や記憶力・判断力の低下など様々な症状が現れる¹⁴。「カウンセリング等の精神的な支え」が高い数字を示したのはその表れである。また、犯罪被害に遭うことは通常予期し得ず、被害者は犯罪被害遭遇後に自分がどのような経過を辿るのか、どこに助けを求めれば良いのかという知識を持っていない。そのため、「総合的な相談窓口による支援」も高い数字を示したと考えられる。

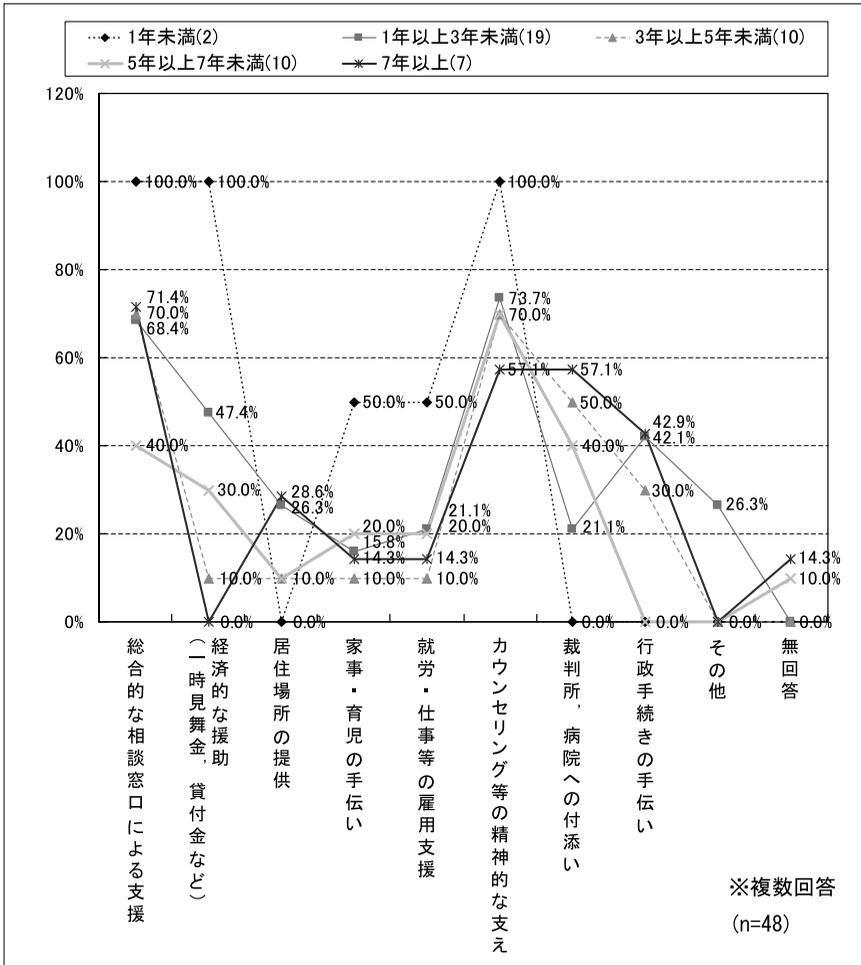
図2 被害者が必要とした支援



出典：(社)京都犯罪被害者支援センター「犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査分析結果報告書」(2010年)P.25

(3) では、被害からの経過年数によって、被害者のニーズはどのように変化するか。被害からの経過年数と必要とする支援の関係を見ると「カウンセリング等の精神的な支え」及び「総合的な相談窓口による支援」は、経過年数の長短を問わず高いニーズがあることが読み取れる（図3）。他方、その他の支援については経過年数によりばらつきがあり、その時々

図3 被害からの経過年数と必要とした支援



出典：(社)京都犯罪被害者支援センター（2010年）P.29

よって必要とされる支援内容が異なるということが読み取れる¹⁵。被害者の精神的な損傷は、長期的な症状となって現れることが多い。特に、被害前の生活に戻ることを困難にする PTSD や鬱病等の重篤な症状については、専門的な治療を長期的に受ける必要がある。また、それ以外にも自助グループへの参加により、被害者が自らの精神状態に向き合うこともある。そういった状況を「カウンセリング等の精神的な支え」の数字はまさに表している。

また、被害者が被害から回復するには、非常に長い時間を要する。刑事手続・民事手続の進捗や被害者の状態によって、被害者が必要とする支援や手続は変化していく。そのため、被害から数年が経過したとしても、その時々ニーズにこたえる相談窓口は必要となる。このことからすると、被害からの経過年数を問わず「総合的な相談窓口による支援」が高い数字を示したのも当然の結果といえる。

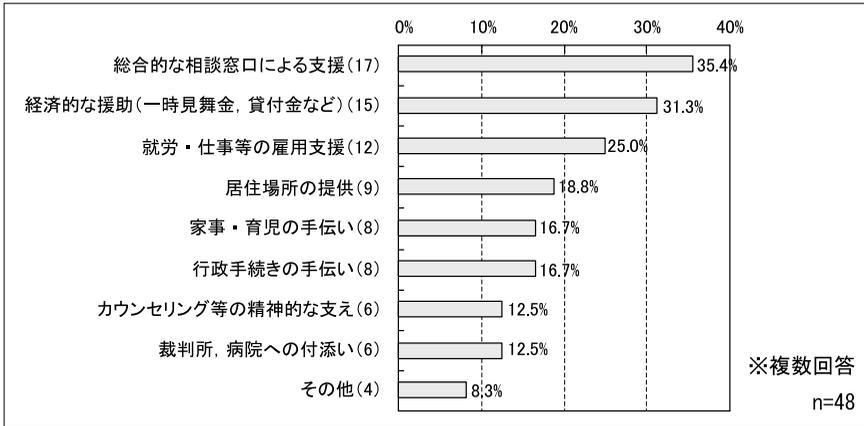
- (4) 次に、被害者が「必要としたが受けられなかった支援」のデータを見ても、すべての被害者において「総合的な相談窓口による支援」が35.4%と最も多いのに対し、「カウンセリング等の精神的な支え」は12.5%と低い割合を示している（図4）¹⁶。

これは、被害者支援における精神的なケアの重要性が早くから認識され、対応する機関がある程度明確になっているのに対し、総合的な相談窓口については、対応する機関が明確になっておらず支援機関が分散しているため、被害者が求める支援を受けられなかったことが理由であると考えられる。また、被害からの経過年数による分類においても、「総合的な相談窓口による支援」の割合が全体的に高くなっている（図5）。

「総合的な相談窓口による支援」は、上記（2）（3）でも述べたとおり、あらゆる被害者においてニーズのある支援である。それにも関わらず、支援制度を利用する被害者において「受けられなかった」と評価されている以上、「総合的な相談窓口」そのものが不足しているか、提供され

ている支援の内容が不十分であると考えられる。「総合的な相談窓口による支援」は、その他の具体的な支援の起点ともなる支援であることから、相談窓口での支援が不十分であることはすなわち、被害者が多様な支援を受ける機会を失わせ、被害者の回復を阻害していると言わざるを得ない。

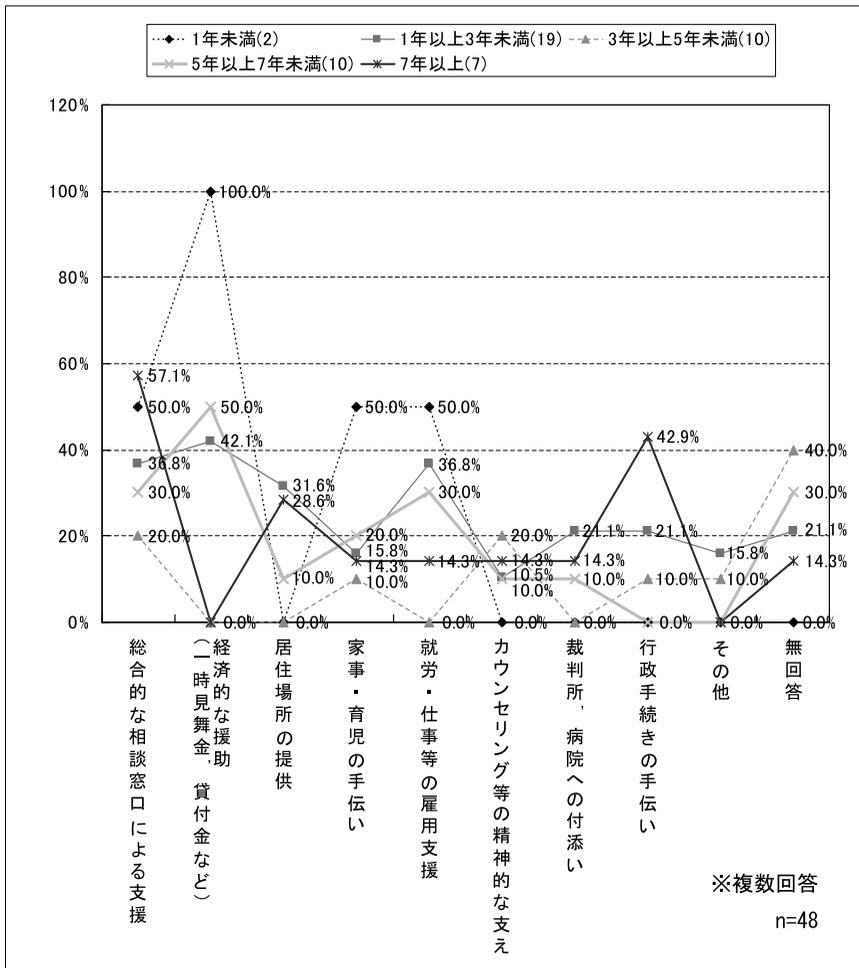
図4 必要としたが受けられなかった支援



出典：(社)京都犯罪被害者支援センター（2010年）P.31

「総合的な相談窓口による支援」以外の項目については、経過年数ごとに異なる数字を示しており、7年以上経過した被害者においては「行政手続きの手伝い」、5年以上7年未満及び1年以上3年未満の被害者においては「就労・仕事等の雇用支援」、3年以上5年未満の被害者においては「カウンセリング等の精神的な支え」、1年未満の被害者においては「経済的な援助」が高い数字を示している。各経過年数の被害者のニーズは、被害者が生活を営むためにその時々に必要な支援を反映していると読むことができる（図5）。

図5 被害からの経過年数と必要としたが受けられなかった支援



出典：(社) 京都犯罪被害者支援センター（2010年）P.35

3 小括

上記1でも述べたように、現在の我が国においては被害者支援の多くの制度・機関がある。しかし、今回のニーズ調査結果の分析からすれば、「総合的な相談窓口による支援」が不足しており、被害者が多様な支援制度・機関にたどり着いていない、もしくは必要な支援制度・機関にたどり着くまでに

大きな労力を要する状態になっているといえる。

本章でのデータ分析から、「総合的な相談窓口」や長期的な支援、被害者の多様なニーズに応え得る制度の構築の重要性を導くことができる。

Ⅲ 犯罪被害者支援の現状とニーズ～支援者の立場から～

1 支援機関・団体の情報提供に関する分析

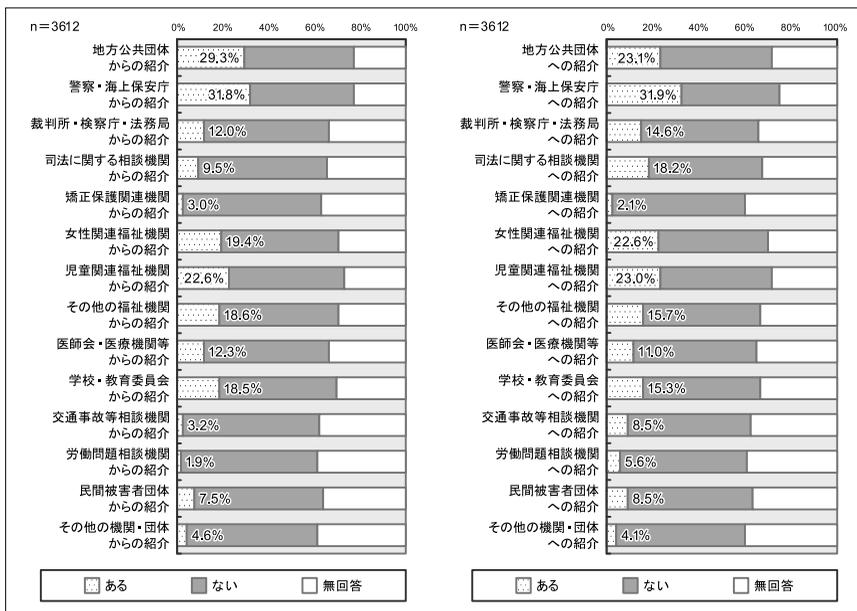
(1) 上記Ⅱで述べたとおり、被害者に必要な支援は多分野にわたる。被害者が充実した支援を受けるためには、各機関が連携を図ることが第一と考えられるが、次に見るように各機関の連携がなかなか進まないのが現状である。

ここでは、内閣府が2006年に行った「犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査」のデータから、支援機関・団体の連携状況や問題点について述べる。この調査では、他機関・団体から被害者が紹介されてくるケース、他機関・団体へ被害者を紹介するケースに分け、現状把握のための設問をしている。なお、この調査は、内閣府が被害者支援機関・団体の連携に関して唯一行ったものである。その後、同じような規模・内容の調査が行われていないことから、調査年月日が古いものの、その結果を今回の検証対象とした。

(2) まず、全般的な連携の状況として、他機関・団体から被害者が紹介されてくるケースは、高いものでも「警察・海上保安庁からの紹介」「地方公共団体からの紹介」が3割程度であり、それ以外の機関・団体については2割以下となっている（図6）。

次に、他機関・団体への紹介についても、他機関・団体からの紹介の場合と同様、多くても3割程度しかケースがないといえる。そして、その紹介先についても、地方公共団体や警察・海上保安庁が多く、その他の機関・団体への紹介は2割を下回るものがほとんどである（図6）¹⁷。

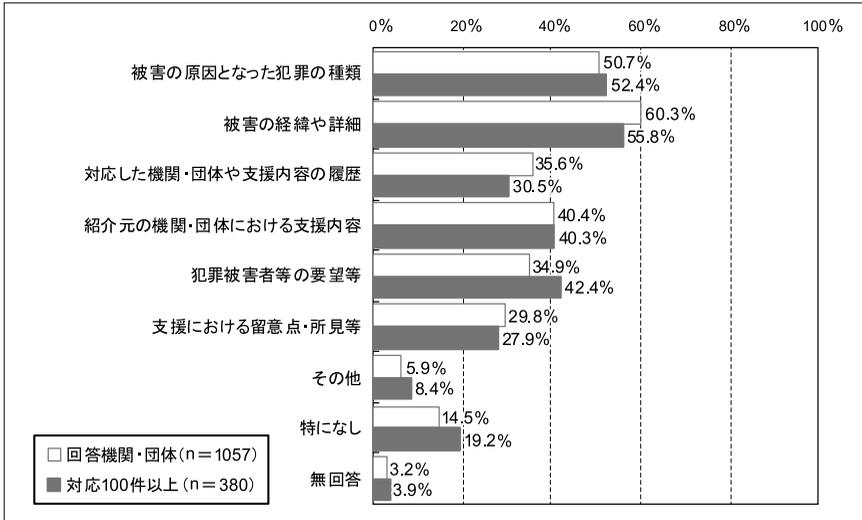
図6 関係機関間での被害者の紹介状況



出典：内閣府「犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査」（2006年）P.5

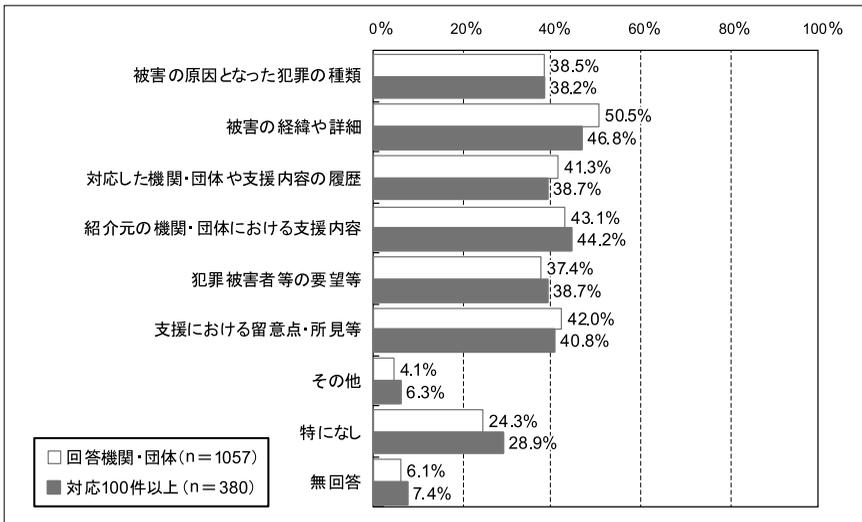
(3) また、他機関・団体からの紹介に際しては、ほとんどの場合において「被害の原因となった犯罪の種類」や「被害の経緯や詳細」の情報が提供されるが、「対応した機関・団体や支援内容の履歴」、「紹介元の機関・団体における支援内容」、「犯罪被害者等の要望等」といった情報については、3割程度しか提供されていない（図7）¹⁸。これに対し、紹介を受ける機関としては、「対応した機関・団体や支援内容の履歴」、「紹介元の機関・団体における支援内容」、「犯罪被害者等の要望等」、「支援における留意点・所見等」といった内容の情報提供を受けたいとの要望が強い（図8）。すなわち、被害者の基本的な情報はもちろんであるが、継続的に支援を行う機関・団体として、被害者がどのような支援を受けてきたのか、どのような目的で自らの機関・団体を紹介されたのかといった視点から、より有効な支援を行うための情報が必要とされているといえる。

図7 紹介時に提供される情報の種類



出典：内閣府（2006年）P.27

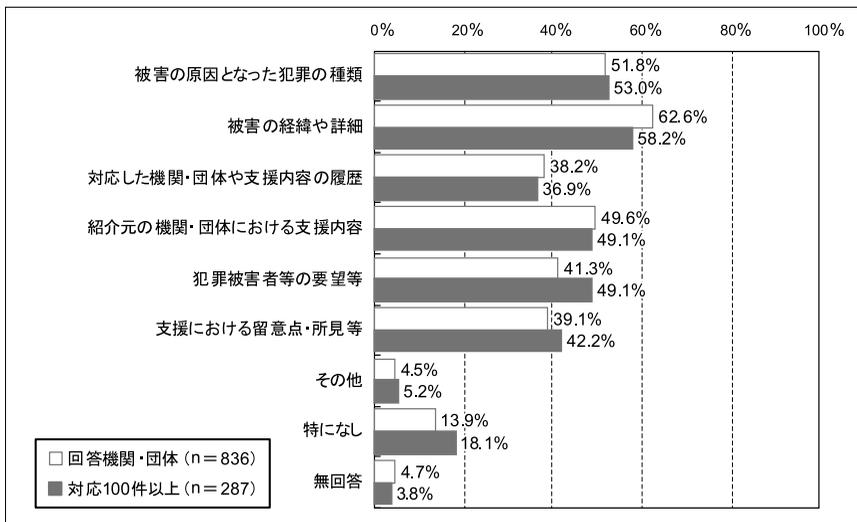
図8 紹介時に提供を要望する情報の種類



出典：内閣府（2006年）P.30

他方、紹介元の機関・団体としては、「被害の原因となった犯罪の種類」や「被害の経緯や詳細」の情報だけでなく、「紹介元の機関・団体における支援内容」、「犯罪被害者等の要望等」、「支援における留意点・所見等」の情報も提供しているとの実感を持つところが4～5割程度見られる（図9）¹⁹。紹介先の機関・団体と、紹介元の機関・団体の感覚には差異が見られるところ、紹介先の機関がどのような情報を求めているのかが不明瞭なまま情報提供をしているため、紹介先の機関でその情報を有効に活用できていないと分析をすることができる。この点、支援機関・団体同士で共有する情報がある程度画一化される必要があるところ、それができていないために生じたと考えられる。

図9 紹介時に提供している情報の種類



出典：内閣府（2006年）P.126

（4） さらに、情報提供の手法としては、ほとんどが電話によると回答している²⁰。たしかに、電話による情報提供であれば、センシティブな被害者の情報をメールやFAXのように誤送信する危険はない。しかし、口頭での情報伝達は誤りを含む可能性が多分にあり、またそれが記録としても残

らない。被害者の負担軽減や二次被害の防止という観点からすれば、書面等の文字情報によって正確な情報提供が行われる必要があるといえる。

2 関係機関・団体のネットワークと問題点について

(1) 調査時点における関係機関・団体のネットワークや連絡会議等への参画状況については、44.9%の団体が何らかのネットワークに参画していると回答した。特に、民間団体の参画割合は85.1%と非常に高く、警察・海上保安庁の79.7%を上回る結果となっている²¹。

ネットワークの運営主体は、都道府県警察（警察署を含む）の52.7%が最も高く、次いで都道府県（38.6%）、市区町村（32.1%）と地方公共団体の高い割合を示しており、公的機関が運営主体となる場合が多い。

また、個々のネットワークへの参画機関・団体の内訳としては、地方公共団体（85.0%）及び警察・海上保安庁（78.1%）が特に高い割合を示している。次いで、児童福祉関連機関や女性福祉機関が高い割合を示した。ここでも、公的機関の存在の重要性を読み取ることができる²²。

(2) では、支援ネットワークに関してはどのような問題点があるのか。アンケートの回答では、次のような問題点が挙げられている。第一に、支援ネットワークの存在自体に関しては、「人員不足でネットワークの立ち上げが困難である」、「行政と民間でネットワークが別々に分かれている」などの問題点である²³。上記Ⅲ-2-(1)で述べたとおり、運営主体と参画機関・団体の内訳がともに公的機関に占められており、民間団体の参画割合が高いにもかかわらずその姿が見当たらない。これは、行政と民間のネットワークが分かれていること、一定の予算がつく公的機関と助成金や寄付金で運営する民間団体では財政・人員に差異があり、民間団体は支援業務以外に活動を広げることが困難であることが原因といえる。

次に、ネットワークの内容について、「連携のあり方等の協議がなされない」、「他機関の具体的役割を把握できていない」、「中心となる機関が不明なため情報の共有化が難しい」といった意見が挙げられている。これら

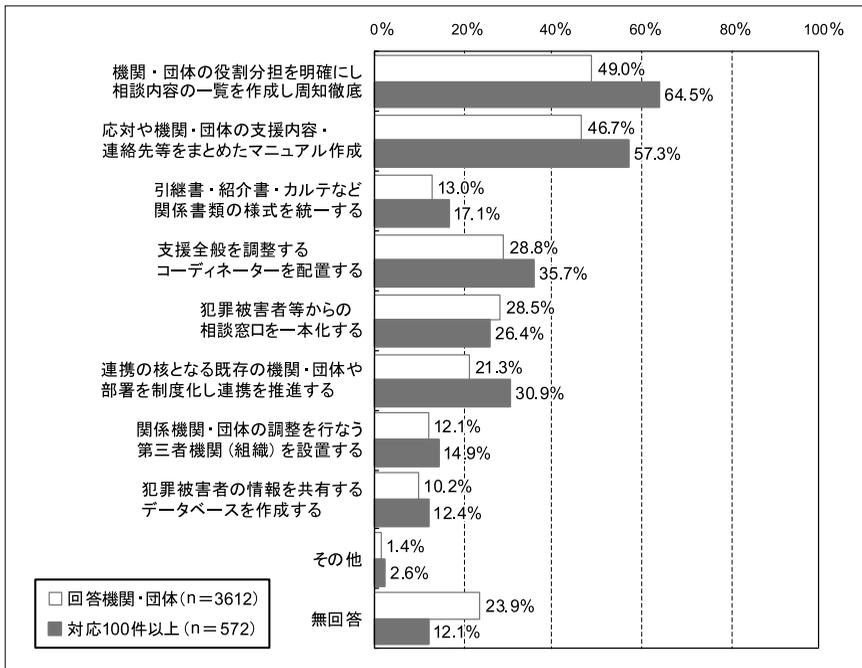
の意見は、上記Ⅲ－1で検討した連携状況と表裏の関係にあるといえる。現在の支援制度では、被害者の支援内容や関係機関・団体間の調整をする機関が存在しない。この状況こそが、ここで挙げられた問題点の起点となっていると考えられる。

3 今後の連携のあり方について

では、支援機関・団体は、今後どのような連携のあり方が必要だと考えているのか。この調査においては、①機関・団体の役割分担を明確にし、相談内容の一覧を作成し、周知徹底することや②応対や機関・団体の支援内容・連絡先等をまとめたマニュアル作成が高い割合を示した。この他、③支援全般を調整するコーディネーターの配置や④被害者からの相談窓口の一本化も関係機関・団体の3割程度が「必要」と答えた（図10）²⁴。具体的な提案としては、「被害者に合った機関・団体を迅速に紹介できるシステムの必要性」、「被害者のニーズを考えた上での連携方法の検討の必要性」、「連携する関係機関・団体をコーディネートできる機関の必要性」などが挙げられている。調査において高い割合を占めた①②については、コーディネーターを設置することで様々な機関・団体の役割を集約することができ、実現することが可能となる。また、④についても、コーディネーターの設置により、窓口の一本化を図ることができると考えられる。

したがって、コーディネーターを設置することで、支援者側が必要と考える連携のあり方を実現することができるといえる。

図10 今後の連携のあり方



出典：内閣府(2006年)P.234

4 小括

以上のとおり、被害者支援においては、多分野にわたる支援が必要となる
ところ、実際には各分野の支援を担う機関同士の関係が、有効な連携をとれる
段階に至っていないケースが多いと考えられる。被害者への情報提供と同時
に、連携する関係機関・団体をコーディネートできる機関の存在は、まさに
被害者と支援機関・団体双方の負担を軽減し、有効な支援を行うのに欠か
せない存在だと考えられる。

IV 法的根拠に関する検討

1 法テラスの業務

法テラスは、総合法律支援²⁵に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とした法人であり（総合法律支援法14条）、その業務は業務方法書その他の規定に基づいて行われている。

そこで、本章では、被害者支援の分野において法テラスがコーディネーターとしての役割を果たすことについての法的根拠を検討する。

2 総合法律支援法・業務方法書

まず、総合法律支援法では、被害者支援業務の実施・体制の整備に関し、情報提供だけでなく被害者が多様な支援制度を十分に利用できるような体制を築くこと及び関係機関との連携確保・強化が求められている（同法5条、6条、7条）。これらの要請は、総合法律支援法の各業務に関する規定（同法30条1項5号）及び業務方法書（80条4項）の中においても具体化されている。特に業務方法書80条4項は、「センターは、第1項に規定する業務（筆者注：被害者等に対する情報提供、精通弁護士紹介）を行うに当たり、前項に規定する関係機関・団体（筆者注：警察庁、日本弁護士連合会、被害者等の援助を行う団体その他関係機関・団体）と協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の援助に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。」と規定しており、被害者支援において法テラスがコーディネーターとしての役割を果たすことを明文で規定している。

3 被害者支援関連法規

(1) 基本法においては、第3条で基本理念が謳われている。同条2項及び3項では、被害者のための施策について被害者の状況及び原因等に応じて

適切に講ぜられるべきであること、被害から回復するまでの間、必要な支援等を途切れなく受けることができるよう講ぜられるべきであると規定されている。

そして、第7条においては、国・地方公共団体・法テラスその他関係機関が、被害者のための施策が円滑に実施されるよう連携を図るべきであるとされている。

以上の規定からは、同法7条に挙がっている全ての団体が連携を図り、被害者の個別具体的な状況に応じた支援が継続的に行われるべきであるとの立法者の姿勢が読み取れる。

- (2) さらに、2011年3月に策定された「第2次犯罪被害者等基本計画」では、被害者の誰もが必要ときに必要な支援を受けられるよう、民間の支援団体とともに支援体制を構築することを国の重点課題のひとつとしており²⁶、その課題に取り組むために、法テラスは司法・行政・被害者支援団体等の専門機関・団体との間でネットワークを構築し、コーディネーターとしての役割を果たすよう努めるべきとされている（第4支援等のための体制整備への取組－1相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）²⁷）。

4 小括

以上のとおり、いずれの法令等においても、法テラスには「関係機関との連携強化」及び「コーディネーターとしての役割」が求められている。このような役割が求められているのは、総合法律支援の実現を目的とし、公的・民間問わず様々な機関との間の連携確保・強化を図ることを法定業務のひとつとする法テラスの組織の特性によるものと考えられる。

したがって、今後の被害者支援業務のあり方としては、このような法令等の要求と法テラスの組織の特性を活かした方向で検討されるべきといえる。

V 諸外国のシステム

ここでは、警察と民間支援団体の連携が進んでいるイギリス、情報共有システムが確立しているアメリカ、一つの機関が連携の要となっているフランスの例を挙げ、情報共有と連携による支援のあり方を紹介する。

1 イギリス（Victim Support）の被害者支援システム²⁸

(1) イギリスでの犯罪被害者支援の始まりは、1964年に犯罪被害者補償局の設置にあり、1973年に民間の被害者支援団体であるVS（Victim Support）が設立された。

VSの組織は、本部及び約400か所にも及ぶ地方組織からなる。被害者に対する直接的な支援を行うのは地方組織であり、1つの警察署に1つの地方組織が対応するように設置されている。

(2) VSの事務所には、警察から前日の事件の被害者情報が提供される（自動付託制度）。警察がVSに直接リストを提供するのは比較的軽い罪の被害者に限られ、殺人や性犯罪などの重罪の場合は、被害者にVSの概要を説明し、当事者の希望に応じて紹介するというシステムとなっている。他方、被害者が直接あるいは警察以外の機関等から紹介されてVSに連絡してきた場合には、必ずしも警察に通報しなければならないとはされていない。

また、サポートラインという相談窓口を開設しており、月曜日から金曜日の夜8時から午前8時まで、土曜日の午後5時から月曜日の午前8時までスタッフが対応している。サポートラインが提供する支援は、電話をかけてきた被害者に対する直接サポート及び被害者の居住する地域のVS事務所への連絡である（VS事務所への連絡に際しても、本人の同意を要するとされている）。

VSが初めに行う支援は、警察や被害者から得た情報に基づいてボラン

ティアの手配をし、被害者への連絡を取ることである。手紙による連絡を原則としているが、電話や訪問をすることもある。ボランティアは、被害者の話し相手になるだけでなく、被害者補償制度等の様々な手続を説明し、代行する。また、被害者がより専門的な組織（レイプクライシスセンターなど）の紹介を望む場合には、希望する専門組織を紹介することもある。

図11 Victim Support のHP

出典：Victim Support ウェブページ (<https://www.victimsupport.org.uk/>)

(3) 本稿との関係で最も注目すべきは、前述の「自動付託制度」である。イギリスで行われている自動付託は、比較的軽い罪の被害者に限り、本人の同意なく VS に情報提供が行われるというものである。

VS は、民間の被害者支援組織ではある一方、イギリス内務省が発表した「被害者憲章」の中でその活動内容が明記されている点で公的な側面も有している。この「被害者憲章」には、「犯罪被害者のためのサービスの基準声明書」という副題が添えられており、様々な機関から受けられる支援について定めている。その中において、VS については次のように書かれている（以下、一部抜粋）。

- VS は政府から財政的支援を受けているチャリティ団体である。サービスは無料で、秘密は厳守される。

- 警察は、多くの犯罪の場合、被害者が拒絶しない限り、2日以内にVSに被害者情報を通知する。性被害、家庭内暴力、殺人の場合は被害者の同意があってから通知する。
- VSは、通知を受けてから4日以内（休日を除く）に、手紙や電話や訪問により被害者と連絡をとる。

このように、イギリスにおける自動付託制度については、情報提供が政府の政策指針に規定され、VSの活動を国民が理解していることをもって国民の同意を得ていると評価することができる。

2 アメリカ (Safe Horizon) の被害者支援システム^{29/30}

(1) アメリカでは、直接支援を行っている非営利団体である Safe Horizon において、効率的な被害者支援ができるよう個々の被害者の情報を一括管理するケースマネジメントシステムが導入された。

Safe Horizon は、1978年に設立された Victim Service Agency を前身とする被害者支援団体である³¹。Victim Services Agency は、設立当初から24時間対応の被害者ホットラインを開設した。その後、年々被害類型に応じた支援プログラムや被害者対応施設を増やしてきた。具体的には、刑事裁判所内での Children's Center の開設や警察との協力の下で対応する DV 警察プログラムの開始、ニューヨーク市住宅局の支援を受けた Emergency Housing Transfer Program の開始などが挙げられる。2000年には、団体の使命及び幅広いサービスをより正確に表すため、名称を Safe Horizon へと変更した。

現在、Safe Horizon では、24時間ホットラインや被害者の立ち直りを援助するための職業訓練、安全確保のためのシェルタープログラム、暴力による被害発生を未然に防ぐための青少年指導者養成プログラムなど80種類を超えるプログラムの提供だけでなく、独自のシステムでボランティア・コーディネーターの育成を行っている。

図12 Safe Horizon のホットライン案内ページ

moving victims of violence from crisis to confidence

Call for help (llámenos para ayuda) 1.800.821.HOPE (4673)
 Home | Jobs | Contact Us | Sitemap | Safe Horizon en Español

search site >>

GET HELP About Us What We Do Newsroom Publications Donate Events Get Involved

Get Help
 Call Our Hotlines
 Domestic Violence: Get Help
 Stalking
 Rape and Sexual Assault
 Child Abuse
 Homeless Youth
 Trafficking Survivors
 Families of Homicide Victims
 Counseling
 Court & Community Services
 Practical & Financial Support
 Legal Services
 Additional Resources

Call Our Hotlines

You can call Safe Horizon's hotlines 24 hours a day, 7 days a week. The calls are free, and counselors are able to help you no matter what language you speak. Counselors provide crisis counseling, safety planning, assistance with finding shelter, referrals to Safe Horizon programs or other organizations, advocacy with the police, and other crucial services.

Safe Horizon's Domestic Violence Hotline:
 800.621.HOPE (4673)

Safe Horizon's Crime Victims Hotline:
 866.689.HELP (4357)

Safe Horizon's Rape, Sexual Assault & Incest Hotline:
 212.227.3000

DONATE NOW >>
 Give to families in crisis

NEED HELP?
 Call our hotlines

SIGN UP >>
 Get news and updates on Safe Horizon
 sign up for emails / news >>

Social Media
 f t i+ You Tube in

Tweets Follow
 Safe Horizon @SafeHorizon 14h

出典：Safe Horizon ウェブページ

(<http://www.safehorizon.org/page/call-our-hotlines-9.html>)

(2) ケースマネジメントシステムは、2003年に導入されたもので、被害者の被害内容やこれまでの支援内容といった被害者情報を一括して管理・共有することを目的とするシステムである。このシステムを導入する以前は、プログラムごとにバラバラの様式を使用して管理していたが、システム導入以後は、同じ被害者が他のプログラムも受けていることが分かるようになり、プログラム間の調整が可能になった。

他方で、連携をとっている他の関係機関・団体が行う支援の内容を取り込むために、他機関・団体がそれまで独自に作成してきた様式などを標準化する必要性があったとの報告がある。

3 フランス (INAVEM) の被害者支援システム^{32/33}

(1) フランスでは、関係機関の間で連携を確保するための仕組みが発達

している。その中心となるのは、フランスの全国被害者支援団体である INAVEM（Insutitut National d’ Aide aux Victimes Et de Mediation、全国被害者支援調停協会）である。

INAVEM は、政府が1986年に設立した組織であり、情報提供・心理的支援・社会的支援を行うことを内容としている。INAVEM は、被害者支援を行う団体が加盟する連盟組織であり、被害者への直接支援は電話による相談を除き行っていない。INAVEM の目的は、被害者が必要とする様々な支援（刑事手続、心理的支援、経済的支援、家族の支援、手続に関する支援）を行う専門機関へつなぐためのワンストップサービスを行うこと及びそのための連携を確保することにある。

(2) INAVEM の具体的なシステムは以下のとおりである。

ア 関係機関による連携を担保するためのシステム

加盟機関において裁判所、警察、病院、学校などの関係機関等との密接な連携を図り、被害者への情報提供や助言、心理面のケアなどの支援を実施している。また、多くの加盟機関において、警察と協定を結んで交番に担当窓口を置いている。ただし、事件直後に警察から被害者に関する情報が加盟機関に提供されるようなシステムにはなっていない。

イ 加盟機関間の連携を促進するための取組

被害者が被害に遭った地域から別の地域へ引っ越した場合には、元の住居地と転居先の加盟機関の間で連絡体制が作られるよう INAVEM が仲介をし、支援が途切れないように取り計らう。また、1つの事件で多数の被害者が出たような場合には、被害者が分散することから、被害者の氏名・住所のリストに基づき、INAVEM から地元の加盟機関に対し支援を行うよう連絡することになっている。

このように、INAVEM を中心として、被害者が継続的な支援を確実に受けられるようなシステムと連携が構築されている。

ウ 全国電話相談

相談員は、被害者の意向を確認した上で、紹介（対応可能な関係機関・

団体を説明した後、連絡先を教示)、付託(内容の重大性、緊急性、相談者の様子等に応じ、被害者が拒否しない場合に名前や連絡先を聞き、被害者の氏名・連絡先を記録して適切な関係機関・団体にFAXし、関係機関・団体から連絡を取るよう手配)、電話転送(被害者からの電話を適当な関係機関・団体に転送)といった対応を取ることとなっている。

また、加盟機関及び加盟機関以外の関係機関に関する情報は、データベース化されており、相談員は必要な情報をパソコン上で閲覧しながら、電話相談に対応している。

なお、加盟機関以外の関係機関については、定期的に情報交換を行うとともに協定を結び、INAVEMを通じて被害者と関係機関を適切に橋渡しできるようにしている。協定は現在、50余り結んでおり、増加傾向にある。

VI VS カルテ創設の提案

1 VS カルテ創設の提案

ここまで、我が国の被害者支援の現状、被害者・支援者のニーズ、諸外国のシステムについて見てきた。我が国の被害者支援をより充実させるために、被害者の負担軽減と支援者の連携強化等が重要となることは前述のとおりである。そして、諸外国においては、各国の支援状況に合わせ、合理的な支援を実現するための様々なシステムが構築されている。

本章では、我が国の状況に沿った形でこれを実現するため、法テラスをコーディネーター役とし、被害者情報の一括管理等を行うためのシステムであるVS(Victim Support)カルテの創設を提案する。

2 VS カルテの概要

VSカルテとは、被害者の基本情報・被害者が必要とする支援・被害者が受けた支援の内容等を一括管理し、被害者及び支援者の負担を軽減するシステムである。VSカルテの利用を希望する被害者の基本情報を医療機関や支

援機関・団体から取り寄せてシステムで管理し、支援団体等からフィードバックを受け支援履歴を記録するとともに、同じ被害者を支援する他団体から請求があった場合には、システムに登録されている被害者の基本情報及び支援履歴を同団体へ提供するものである。

3 VS カルテの目的

VS カルテの目的は、被害者の負担を軽減すること及び支援者がより合理的な支援を行う一助とすることにある。

被害者は日々新たな支援を必要とするが、VS カルテを利用することによって、法テラスに問い合わせるだけで適切な支援機関・団体の紹介を受けることができる。そして、紹介先の機関・団体は、法テラスから被害者の基本情報の提供を受け、これまでの支援内容等に鑑みて適切な支援を受けることができるよう取り計らうことができる。

被害者としては、被害内容や必要とする支援も紹介先の機関・団体に引き継がれていることから、同じ説明を繰り返すストレスから解放される。他方、支援者側にとっては、必要に応じて他の支援を行っている機関・団体との連携を図ることも可能となり、より充実した支援に繋げることができる。

なお、VS カルテ内で管理する被害内容等は、訴訟対応を前提とするものではないため、弁護士や捜査機関による聴取が別途行われることはやむを得ないと考える。もっとも、訴訟代理人が予め被害内容の概略を把握していることで、被害者がより詳細な被害内容を語るハードルを低くすることは可能であり、弁護士への情報提供も有効であると考ええる。

以下では、VS カルテの利用開始から情報提供・フィードバックまで、具体的な構想について述べる。

4 前提

VS カルテの具体的な構想を述べる前提として、VS カルテの制度的位置付け、対象者、共有する機関・団体といった基本的な事項に言及しておきたい。

(1) まず、VS カルテの制度的位置付けについては、現在法テラスで行っている被害者に対する情報提供業務とは切り離された独立の制度とする。なぜなら、後述のとおり、VS カルテでは利用者の詳細な情報を長期にわたり管理・利用するものであることから、具体的な被害者の情報まで収集せず、その場限りで情報を提供する情報提供業務とは根本を異にするためである。

(2) 次に、対象者については特に資力要件等を設けず、利用を希望する全ての被害者を対象とする。その理由は次の3点である。

第一に、長期的な支援・総合的な相談窓口の需要は資力によって異なるものではなく、あらゆる被害者にとって高いニーズのあるものであること、第二に、民事法律扶助等の具体的な制度を利用する段階で資力による制限がかかること、第三に、IVで検討した関連法規中において、支援の対象について限定がなされていないことから、あらゆる被害者についてサービスの提供をすることが求められていると解釈することができることである。

IIでも述べたとおり、総合的な相談窓口への道を閉ざすことで、被害者は多様な支援を受ける機会を喪失しかねず、大きな不利益を受けることとなる。したがって、総合的な相談へのアクセスは、資力の有無に関わらず確保されるべきである。

(3) また、VS カルテを用いて情報を共有する機関・団体については、VS カルテで取り扱う情報が秘匿性の非常に高いものであることから、法テラスとの間で協定を結んだ機関・団体に限るものとする。なお、支援機関の性質等に鑑み、システムへのアクセス権限や提供される情報については適宜制限されるものとする。

5 情報を共有する機関・団体との協定

上記4(3)で述べたように、VS カルテで取り扱う情報の性質に鑑み、VS カルテを利用して情報を共有する機関・団体は、法テラスとの間で協定を結んだ機関・団体に限る。

協定の内容としては、①目的、②VSカルテの内容（対象者・VSカルテの機能）、③法テラスの役割、④機関・団体の協力内容（義務的・準義務的行為を含む）、⑤協定違反の場合の措置に関する規定を定める。①目的、②VSカルテの内容は、本稿で述べた概要どおりのものとなろう。また、③法テラスの役割としては、被害者に対する支援の内容だけでなく、機関・団体同士のコーディネートも行うことを明示する必要がある。そして、④機関・団体の協力内容としては、義務的行為として、個人情報保護及び万全の情報セキュリティ対策を取ること、情報収集の制限を規定する必要がある。また、準義務的行為として、支援履歴・内容を法テラスへフィードバックする行為を規定する。

6 VSカルテに登録する情報

VSカルテで登録・管理する情報は、①被害者の基本情報及び②支援履歴の2つに大別される。

まず、①被害者の基本情報としては、被害者の氏名や住所等に加え、被害の概要も含むものとする。また、公訴提起、民事訴訟が提起された場合等については、当該手続の進行状況もこれに含む。次に、②支援履歴については、被害者がどのような支援機関・団体にアクセスし、どのような支援を受けたかをその内容とする。ここでは、差支えない範囲で当該被害者の支援の担当者名も記録することとし、支援者同士の情報共有が円滑に行えるようにする。②支援履歴の内容は、上記4（3）で述べた法テラスとの協定を結んだ支援機関・団体からのフィードバックもしくは被害者本人からの申告によるものとなる。

なお、これらの情報は非常に秘匿性の高いものであり、法テラスの情報セキュリティ対策基準に基づく十分な情報セキュリティ対策が必要となる。以下で述べるとおり、VSカルテは法テラスの外部からもインターネットを通じてシステムにアクセスして利用するため、不正アクセスの危険に常に晒されている。したがって、VSカルテの登録情報の暗号化は必須であり、電子署名

の利用やシステムへのログイン過程を2段階にする等の措置が必要となる。

7 VS カルテの利用開始

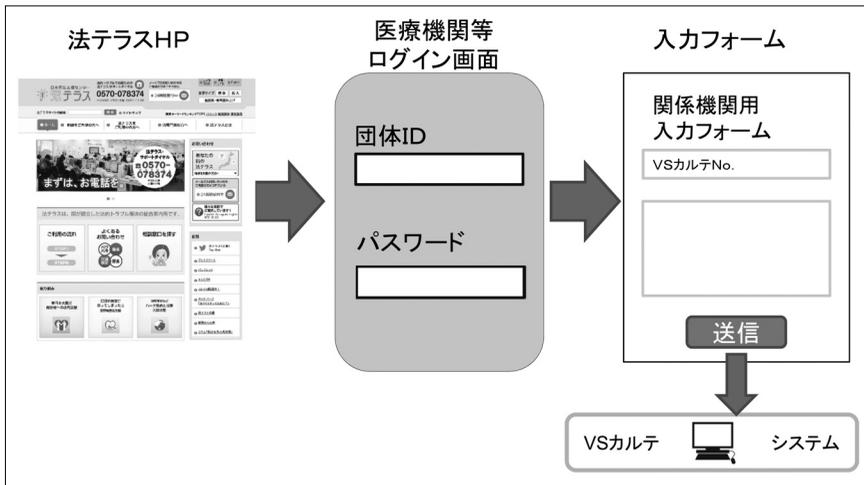
(1) 被害者がVSカルテの利用を開始するまでの道筋としては、①警察や被害者支援団体等を通じて利用申込みする場合と、②被害者自らが法テラスへアクセスする場合の大きく2つのケースが考えられる。利用開始に際しては、法テラスの職員もしくは支援機関・団体等を必ず通すことが必要となる。これは、被害状況等を客観的に把握し、VSカルテの利用対象者を絞り込むためである。

以下、具体的な方法を述べる。

(2) まず①について、被害者が被害を明かすことが考えられる機関としては、警察、被害者支援団体・機関、医療機関が考えられる。被害が明らかになった場合、諸機関においては被害者の基本情報及び被害の概要についてのヒアリングが行われる。よって、VSカルテに登録する基本情報と重なる部分については、ここで得られた情報を活かすことが理想といえる。

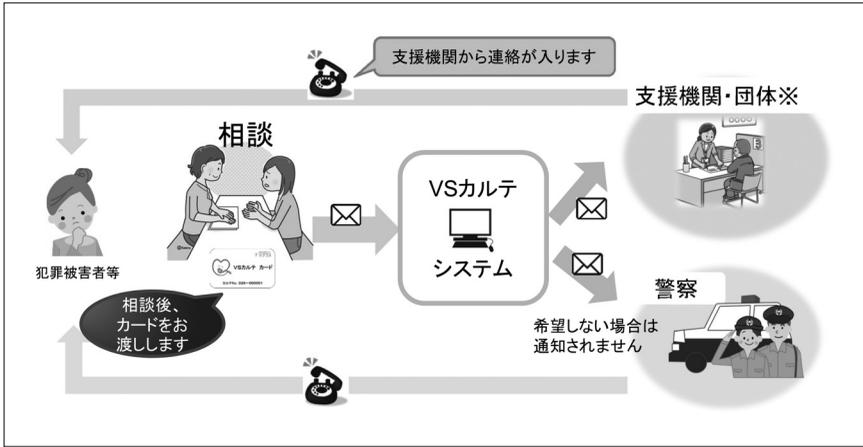
そこで、警察や被害者支援団体・機関、医療機関に聞き取った基本情報を所定のフォームに入力してもらい、それをシステム宛に送信することで基本情報の登録が完了する仕組みが効率的であると考えられる。諸機関には、法テラスとの間で協定を締結する際に法テラスホームページからVSシステム関連画面にログインするためのID・パスワードを配布しておき、被害者から被害の申告があった場合には、その画面上のフォームへ入力してもらう。

図13 VS カルテ入力フォーム画面



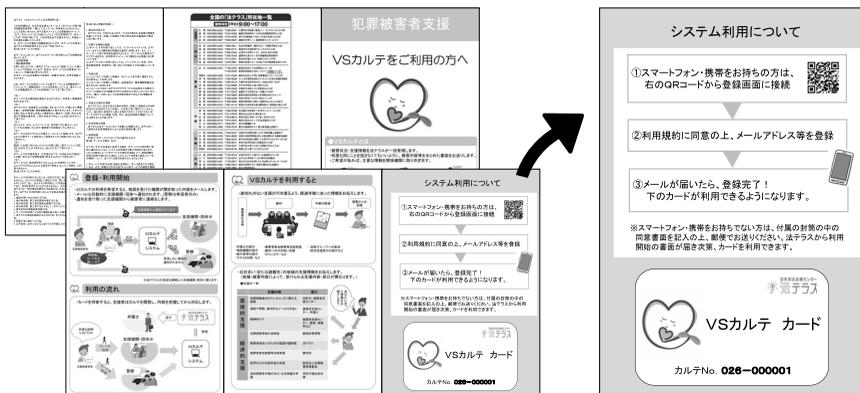
フォームに入力された情報は、法テラスのシステムへ登録されるとともに、直接支援を行っている支援団体にメールで送信される（ただし、送信する機関については、被害者の要望により変更することができるものとする）。当該メールを受信した団体職員が、24時間以内に被害者へ連絡し³⁴、希望する支援を開始する³⁵。対応した団体からは、法テラス及び同じメールを受信した他団体に対応済みであることを報告する³⁶。このようなシステムを取ることで、被害者が自ら支援団体等にアクセスする労力を軽減することができる。また、支援機関においても、被害者の情報を見て最も支援に適していると考えるところが活動を開始することによって、効率的な支援を始めることができるようになる。

図14 VS カルテ利用開始時の流れ



もともと、当該情報を VS カルテのシステム及び支援機関・団体に送信するに際しては、本人の同意が必要となる。そこで、本人の同意を次の方法で確認する。まず、法テラスから諸機関に対し、VS カルテのリーフレット（図15）を配布しておく。このリーフレットには、(a) 被害者の識別ナンバー、(b) 情報提供に関する同意画面にアクセスするための QR コードを掲載し、(c) 同意書を添付する。支援機関等から送信された情報と被害者からの同意の有無は、(a) 被害者の識別ナンバーで紐づけられる。被害者はスマートフォン等を利用して (b) QR コードから同意画面にアクセスして同意をすることも可能であるし、それが不可能な被害者については (c) 同意書面を郵送することで同意することも可能である³⁷。

図15 リーフレット（イメージ）



(3) 次に、②については、サポートダイヤルもしくは地方事務所宛に被害者から直接申込みを受けることとなる。

具体的な方法としては、職員が聴取した内容をフォームへ入力するという形をとることとなる。これ以降の流れは上記(2)と同様である。

8 支援機関・団体からのフィードバック

VSカルテでは、被害者の支援履歴も管理することから、支援者側からのフィードバックが不可欠となる。ここでは、その具体的な方法について提案する。

支援内容のフィードバックにおいて重要となるのは、各支援機関・団体の支援情報等をいかに画一的に取得するかという点である。そこで、フィードバックに際しては、利用開始時と同様、法テラスホームページからログインし、フィードバック用のフォームから支援内容を報告してもらうこととする。

また、支援機関・団体の任意によるものとする、十分な情報が集まらない可能性がある。したがって、フィードバックについては、協定の内容に含め、支援機関・団体等の準義務的行為として位置づける。

このように、フィードバックの位置づけを準義務的行為とし、画一的なフォームでの報告を可能にすることで、次に必要な支援や現状で不足してい

る支援、当事者に合わなかった支援について情報共有ができ、次の支援に活かすことができる。

9 支援機関・団体への情報提供

支援機関・団体等への情報提供についても、協定を結んでいる支援機関であれば、ID・パスワード・被害者の識別番号を組み合わせることによって当該被害者の登録内容にアクセスできるようにする。ただし、協定を結んでいる支援機関等であっても、医療機関等その団体の性質によってはアクセス制限をかける。支援機関は、自らが行った支援内容等について追加・修正ができることとする。

なお、VS カルテ上で管理されている情報のうち、被害者が提供を希望しない情報については、その提供を行わないこととする。支援者の円滑・有効な支援という VS カルテの目的は一部達成されないこととなるが、被害者支援においては被害者の意思が第一であることから、この点については被害者の意思が優先する。

10 VS カルテ利用者のできること

(1) 上記リーフレットには、識別番号が記載されたカードを添付する。被害者は、当該カードを支援機関等に持参し、自らが VS カルテ利用者であることを表示して支援を受けることができる。また、法テラスホームページ上の VS カルテ利用者ページにアクセスし、登録情報の確認や基本情報の追加・修正ができる。

被害者にとっては、自らの情報が長期的に保管されていること自体が負担になる場合が考えられる。そこで、本人の希望があれば、登録情報を削除することもできることを明らかにしておく。削除希望についても、VS カルテ利用者ページもしくは書面にて意思表示が可能とする。そして、利用者ページにアクセスすることによって、自らの情報が削除されたこと自体も確認できるようにする。

(2) なお、法テラスからは年1回程度、状況確認及び今後の支援の提案等を内容とするメールや手紙を送付する。被害者の中には、自分のこと、事件のことが忘れられているのではないかと考える者もあり、そういった感情が被害回復を遅らせることもあるためである。また、被害からの経過年数や支援履歴を参照し、居住地で提供されている支援の案内をすることで、被害者本人が気付いていなかった問題への気づきを与えるきっかけにもなり得る。

Ⅶ おわりに

犯罪被害に見舞われたとき、被害者は混乱の中で複雑な制度の間を渡り歩くこととなる。被害直後から自身の心を落ち着ける暇もないまま手続を行わなければならない、その過程で辛い記憶を何度も掘り起こさなければならない。その中で、被害者は疲弊しさらに深く傷ついてゆく。

VSカルテは、そのような被害者の負担を軽減することができるシステムである。被害直後に支援者からの連絡を受けられるため、支援の入り口を探す労力が軽減される。また、被害類型や被害後の経過期間に応じた支援の提案・提供がされることから、複雑な制度を調べて窓口にアクセスするための労力も不要となる。

他方、現在まで連携が進んでこなかった支援機関・団体に対しても、広くネットワークを構築するきっかけを与えることができる。支援履歴等の共有により、支援機関・団体がより良い支援を提供できるようになるのはもちろんのこと、他機関と連携する機会が格段に増えるため、実際の支援以外の場で様々な問題共有が可能となり、犯罪被害者支援自体の発展にも貢献できる。

もっとも、VSカルテを実現するにあたっては、コストの問題のほかに、後発組織である法テラスがどこまで主体となれるかという課題がある。この点については、犯罪被害者支援業務や他機関・団体との連携強化などの面で

実績を積み重ねることによって克服を図る必要がある。

また、中長期的な展望として、被害者が民事法律扶助制度を利用する際の資力要件の撤廃や弁護士費用の負担金制の導入等も検討されるべきである。前述のとおり、VS カルテには刑事・民事の訴訟手続の進行状況も記録することから、損害賠償請求等の相談をしていない被害者には、支援者からしかるべき段階で相談を勧めることが考えられる。そのような場合に、被害者が躊躇なく損害賠償請求等を検討することができるよう金銭面でのハードルを取り払う必要がある。また、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得したとしても、実際に回収できることは少ない。そこで、実際に回収できた場合にのみ弁護士費用の負担を求めるといった負担金制度を導入することで、代理援助の利用に対するハードルを低くすることができる。これらを実現するためには法改正の必要があることから、VS カルテを運用する中でそのニーズがどれ程認められるのかといった観点から調査を進めていく必要がある。

以上

[注]

- 1 本稿においては、犯罪により被害を被った者及びその家族又は遺族をいう（犯罪被害者等基本法第2条第2項参照）。
- 2 内閣府『平成26年版犯罪被害者白書』、2014年、4～6頁。
- 3 東京都中野区は犯罪被害者等緊急生活サポート事業として、一定期間無料で生活支援を利用することができるとしている（他の自治体でも同様の支援を提供しているところがある）。
http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401500/d001838_d/fil/kinkyu-support-A4.pdf
(2014年9月18日)
- 4 警察庁『警察による犯罪被害者支援（平成26年度版）』、2014年、16頁。
警視庁は、これらの活動を「指定被害者支援制度」として運用している。<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/hanzai/hanzai4.htm> (2014年9月18日)
- 5 2014年4月1日現在、全国で45団体が認定を受けている。
- 6 犯罪被害者等早期援助団体の指定は、各都道府県公安委員会が行う。

- 7 犯罪被害者等早期援助団体は、警察に対し、対応可能な時間帯や被害類型・提供可能な援助の種類を予め通知しておく。警察は、被害者に対して民間団体についての説明をして情報提供に関する同意を得る。被害者の同意を得たら、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者の氏名・連絡先等・犯罪被害の概要を提供する。内閣府、前掲注2、5頁。
- 8 内閣府、前掲注2、2～3頁には、公的な支援機関の一覧が掲載されている。
- 9 内閣府、「犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査」<http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h18/index.html>（2014年6月10日）
- 10 社団法人京都犯罪被害者支援センター「犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査分析結果報告書」<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000092284.html>（2014年6月8日）
- 11 なお、2013年3月～5月にかけて、神奈川県庁安全防災局安全防災部くらし交通安全課において被害者へのアンケート調査が行われている。このアンケートにおいても、被害者支援を進めるうえで特に必要な取り組みとして、①カウンセリング等の精神面でのケア、②事件に関することや受けられる支援についての情報提供、③裁判などに関する手続についての法律相談の3項目が高い割合を占めていた。よって、現在においても、これらの支援について被害者のニーズが高いといえる。
神奈川県、「第2期神奈川犯罪被害者等支援推進計画全体版」（資料編）36頁 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4181/p12649.html>（2014年9月14日）
- 12 (社)京都犯罪被害者支援センター、前掲注10、1頁。
- 13 (社)京都犯罪被害者支援センター、前掲注10、25頁。
- 14 小西聖子著『トラウマの心理学』NHK出版、2012年、53頁。
- 15 (社)京都犯罪被害者支援センター、前掲注10、29頁。
- 16 (社)京都犯罪被害者支援センター、前掲注10、31頁。
- 17 内閣府、前掲注9、5頁。
- 18 紹介元の機関の性質によって、これらの項目の提供状況は異なる。ここでは、他機関・団体への紹介、他機関・団体からの紹介が多い地方公共団体や警察・海上保安庁の場合を念頭に置いた分析となっている。内閣府、前掲注9、27頁。
- 19 内閣府、前掲注9、126頁。
- 20 内閣府、前掲注9、28頁・127頁。
- 21 内閣府、前掲注9、224～225頁。
- 22 内閣府、前掲注9、226頁。
- 23 内閣府、前掲注9、228頁。
- 24 内閣府、前掲注9、230～231頁。
- 25 『裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な

支援』をいう（総合法律支援法1条）。

- 26 第2次犯罪被害者等基本計画 Ⅲ-④「被害直後から様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を民間の支援団体とともに構築していく必要があり、支援等のための体制整備への取組を行わなければならない。」
- 27 第2次犯罪被害者等基本計画 V第4-1(32)ウ「日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む）、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。」
- 28 Victim Support HP：<https://www.victimsupport.org/>（2015年6月14日）
- 29 Safe Horizon HP より“SAFE HORIZON: At a Glance”<http://www.safehorizon.org/page/safe-horizon-at-a-glance-44.html>（2014年10月3日）
- 30 内閣府「支援のための連携に関する検討会及び民間団体への援助に関する検討会」第6回合同会議 議事録 <http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kentokai/kentokai2/gjijiroku2-6.html>（2014年9月28日）
- 31 Victim Services Agency は、1975年に Vera Institute of Justice（ヴェア正義協会）によって設立された The Victim Witness Assistance Program を発展させたものとして位置づけられている。
- 32 INAVEM HP：<http://www.inavem.org/>（2014年10月3日）
- 33 内閣府、前掲注29
- 34 24時間以内の対応は協定で努力義務として定める。もともと、支援機関・団体の体制等によって対応の可否が決まることから、対応するまでの制限時間については実際に対応する支援機関・団体に委ねることとする。
- 35 支援機関からの連絡は、被害者の同意があつて以降行うこととする。
- 36 支援内容のフィードバックと同様、最初に対応した支援機関・団体はその旨のフィードバックを行う。
- 37 QRコードを使用して同意確認を行った被害者に対しては、メールでシステム利用開始の通知を行う。同意書を郵送した被害者については、法テラスからも郵送で利用開始の通知を行う。